

令和6年度 品川区市民後見人養成講座 受講者を募集します



地域の輪の中で、

“その人らしい生活”を支える

伴走者になりませんか？



認知症や知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な方に寄り添い、金銭管理や福祉サービス契約手続き等の“本人が決めること”をお手伝いする**伴走者＝市民後見人**の育成に取り組んでいます。

対象者：品川区内在住・在勤の18歳～74歳（申込時年齢）

全講義を受講できる方

定員：30名（先着）

講義日程：【基礎研修・実務研修】令和6年10月5日（土）～12月11日（水）

【体験実習】令和6年12月～令和7年2月の間で1日（個別に調整）

日程・講義内容	【基礎研修】	【実務研修】	【体験実習】
対面講義	10/5（土）	11/7（木） 12/11（水）	12月～2月の間で1日
対面講義	10/12（土）	11/11（月）	
YouTube 動画選択可 ※1	10/26（土）	11/28（木）	

※1 動画を選択される場合は受講レポートを提出していただきます。

講義会場：品川区社会福祉協議会 3階会議室（品川区大井1-14-1）

費用：教科書代2,000円（支払いは振込となります）

その他：①基礎研修3日分の講義をYouTube動画で公開しています。（講座を受講しない方でも視聴可能です。）

②品川区の市民後見人の活動の様子をまとめた動画『市民後見人物語』を社会福祉協議会ホームページで公開しています。是非ご覧ください。

申込・
問合せ

社会福祉法人品川区社会福祉協議会 品川成年後見センターへ
お電話でお申込みください。（TEL 03-5718-7174）

令和6年8月30日（金）17時 まで

講座の内容・カリキュラム表

種別	日時	内容	講師候補	
基礎 研修	10月5日(土) 対面授業 のみ	30分	事前説明・基礎研修ガイダンス	品川成年後見センター
		1時間30分	市民後見概論	品川成年後見センター
		1時間	認知症の理解	ケアマネジャー
		1時間	高齢者の理解	保健師
		2時間	障害者の理解	
基礎 研修	10月12日 (土) 対面授業 or 録画配信	5分	本日のスケジュールなど事務連絡	品川成年後見センター
		2時間	成年後見制度の基礎	行政書士
		1時間	成年後見制度の各論Ⅰ法定後見制度	
		1時間	成年後見制度の各論Ⅰ任意後見制度	
		1時間	家族法	弁護士
		1時間	財産法	
基礎 研修	10月26日(土) 対面授業 or 録画配信	5分	本日のスケジュールなど事務連絡	品川成年後見センター
		3時間	品川区の福祉	品川区 高齢者福祉課
			介護保険制度	
			高齢者虐待防止法	
		1時間	障害者施策	品川区 障害者施策推進課
			障害者虐待防止法	品川区 障害者支援課
		1時間30分	生活保護制度	司法書士
			公的医療保険制度	
			年金制度	
税務申告制度				
実務 研修	11月7日(木) 対面授業	5分	事前説明・実務研修ガイダンス	品川成年後見センター
		1時間	後見センターの事業と中核機関の役割	品川成年後見センター
		4時間30分	対人援助の基礎	社会福祉士
実務 研修	11月11日(月) 対面授業 or 録画配信	5分	本日のスケジュールなど事務連絡	品川成年後見センター 市民後見人
		1時間	申立手続き	
		1時間	財産目録	
			後見計画・収支予定	
			報告書	
		1時間	後見報酬付与申立	
		1時間	品川区社協の事業	品川区社会福祉協議会
		1時間	家庭裁判所の実際	司法書士
1時間	後見制度における司法専門職の実際			
実務 研修	11月28日(木) 対面授業 or 録画配信	5分	本日のスケジュールなど事務連絡	品川成年後見センター
		1時間	医療連携と医療相談室の役割	高齢者施設職員
		1時間	葬儀事情	葬儀会社
		1時間30分	不動産業者との連携	不動産業者
		2時間30分	施設紹介 高齢者の住まいについて	施設相談員 品川成年後見センター

実務 研修	12月11日(水) 対面授業のみ	5分	本日のスケジュールなど事務連絡	品川成年後見センター
		3時間	事例報告と検討(グループワーク)	品川成年後見センター
		30分	市民後見人活動に対するサポート	品川成年後見センター
		2時間	現役市民後見人による実践報告	市民後見人
		30分	NPOによるPRタイム	NPO 法人
体験 実習	12月以降 1日	5分	本日のスケジュールなど事務連絡	品川成年後見センター
		2時間	支援員の実務体験(銀行・区役所)	
		2時間	訪問同行(利用者宅・施設) ※実施は感染症流行状況による	
		30分	個人面談・修了証授与	

※ご注意ください

1. 基礎研修を修了された方が実務研修・体験実習の受講対象になります。
2. 市民後見人養成講座の基礎研修・実務研修・体験実習を修めた方が修了者となり、修了証を発行します。
3. 他の自治体等で活動する場合は、その自治体にお問い合わせください。
4. 感染症等の流行により、実施内容等を変更する可能性があります。